

東京国立博物館における展示パネル等制作業務  
プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、令和9年4月から同年6月までの期間に東京国立博物館で開催が予定されている特別展において、本市の観光情報を効果的に発信し、本市へ多くの方を誘客することによって、周遊促進を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

東京国立博物館における展示パネル等制作業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月31日(水)

3 予算額

2,640,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程(予定)

令和8年5月18日(月) 公告

5月26日(火) 質問提出締切

5月28日(木) 質問回答予定日

6月 3日(水) 参加申込締切

6月11日(木) 参加資格審査結果通知

6月18日(木) 提案書提出締切

6月26日(金) 企画提案に係るプレゼンテーション

6月30日(火) 審査結果通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当し

ない者であること。

- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされ

ている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 過去に博物館又は美術館を展示場所とする本件と同種の業務を受託し、これを履行した実績を有する者であること。

## 7 説明会

実施しない。

## 8 質疑・応答

### (1) 提出方法

質問書(様式6)を作成し、添付の1ファイルにまとめて電子メールにて提出すること。

※ メール件名の冒頭を「【プロポーザル質問(会社名)】】とすること。

※ メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。

※ 電話やFAX、郵送による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年5月26日(火)午後5時まで(必着)

※ 期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

大津市産業観光部観光振興課(担当:布施・喜田)

電子メール:otsu1604@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

本市ホームページに掲載する。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則(昭和40年規則第35号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込にかかる提出書類

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (ア) 参加申込書(様式1)    | 1部 |
| (イ) 誓約書(様式2)      | 1部 |
| (ウ) 法人等の概要(様式3)   | 1部 |
| (エ) 会社案内(パンフレット等) | 1部 |
| (オ) 事業実績書(任意様式)   | 1部 |

大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次の書類も併せて1部提出することとする。

(法人の場合)

(カ) 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)

(キ) 直近年度の国税(法人税及び消費税)、市町村税の滞納がないことを確認できるもの(完納証明書等)

(ク) 役員名簿(様式4)(なお、会社役員の名簿のみ、持参又は郵送で提出する以外に、Excel ファイルをEメールに添付し、問合せ先アドレスに送付すること。

(個人の場合)

(ケ) 身分証明書の写し

(コ) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。))の完納証明書及び直近年度の消費税の納税証明書(写し可)(滞納がないことを確認できるもの)

イ 企画提案にかかる提出書類

(ア) 見積書(様式任意) 1部

見積額及び内訳については、当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算することとする。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

(イ) 企画提案書(様式任意) 正本1部、副本6部

副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

第10項に記載の企画提案書作成方法に沿って作成すること。

(ウ) 審査基準対照表(様式5) 1部

本要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

## (2) 提出期限

ア 参加申込にかかる提出書類

令和8年6月3日(水)午後5時まで(必着)

イ 企画提案にかかる書類

令和8年6月18日(木)午後5時まで(必着)

## (3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## (4) 提出先及び問合せ先

大津市産業観光部観光振興課(担当:布施・喜田)

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話:077-528-2756

Email:[otsu1604@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1604@city.otsu.lg.jp)

## 10 企画提案書作成方法

### (1) 企画提案書類の名称

「提案書」とする。

### (2) 様式及び制限枚数

様式はA4縦、横書きとする。A4横で作成する場合は2UP印刷でA4縦にそろえること。

モノクロ・カラーの指定はしない。

ページ数は20ページ以内とする。

### (3) 企画提案ポイント

別紙仕様書及び第11項(3)イ 審査基準を踏まえ、パネル展示のコンセプト案やレイアウト案、リーフレットの記載内容案を提案すること。なお、提案が採用された場合でも、関係者と調整の上、案の変更があることを前提に、業務スケジュールなどを計画すること。

(4) その他

企画提案は1者1提案とする。また、提出後の追記・修正は原則認めない。  
その他、仕様書記載のとおり。

## 11 審査概要

(1) 審査委員会

プロポーザル審査委員会設置要綱のとおり

(2) 委員構成

プロポーザル審査委員会設置要綱のとおり

(3) 審査方法

実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、東京国立博物館におけるパネル展示制作業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア 企画提案に係るプレゼンテーション

(ア) 実施日 令和8年6月26日(金)

(イ) 実施場所 大津市役所別館3階 産業観光部大会議室

※ 詳細な時間は、参加申込書を提出した者に対して別途通知する。

(ウ) 提案時間 20分以内

(※ なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。)

(エ) 質疑応答 5分程度

(オ) 参加人数 3人以内

(カ) 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したプロジェクトターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

イ 審査基準

(ア) 組織評価

a 過去に博物館又は美術館を展示場所とする本件と同種の業務を受託し、これを履行した実績があり、企画、設計などのノウハウは十分か。

b 企画デザインや設計の面で、専門性が高く適切な人員が配置されているか。

c 実施スケジュールは実現性かつ妥当性があるか。

(イ) 提案内容評価

a 業務の趣旨や本市の観光資源を理解したうえで、本市への誘客を促進す

る提案となっているか。

- b パネルについて、本市の魅力が分かりやすく伝わり、本市への関心を抱かせるような工夫がなされているか。(重点項目)
- c パネルについて、訪問意欲を喚起する仕掛けや内容となっているか。(重点項目)
- d リーフレットについて、本市内の観光資源の魅力、本市の魅力が分かりやすく伝わる工夫がなされているか。(重点項目)
- e リーフレットについて、来訪者が手に取りたくなるようなデザイン提案となっているか。(重点項目)
- f パネルのしつらえが、博物館等での展示に見合った、質の高いものとなっているか。

(ウ) 価格評価

- a 最低提案額／提案額×配点

(4) 審査結果

通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

通知時期 令和8年6月30日(火)予定

12 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業

を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 15 その他(必要な事項)

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消しとすることがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式は任意)により、担当課あてに提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法又は書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

### (6) 異議の申し立て

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 16 問合せ先

大津市産業観光部観光振興課(担当:布施・喜田)

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話:077-528-2756

Email:[otsu1604@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1604@city.otsu.lg.jp)